

自己公開発明に基づく 新規性喪失の実態分析

—食品・ビジネス関連分野を対象とした調査—

一橋大学大学院法学研究科 准教授 山本 俊介



要 約

特許法における新規性喪失の例外規定は、平成 11 年以降、救済対象となる公開行為の範囲を拡大する方向で一貫して法改正が重ねられてきた。しかし、出願時における申請の失念や証明書の不備等により救済を受けられなかった場合には、出願前の自己による発明公開（自己公開発明）によって権利取得の途が閉ざされるおそれもあり、手続面での緩和を求める声は根強く存在している。

本稿では、日本における新規性喪失の例外規定の利用状況とその課題について、直近の意匠法改正も含めて整理した上で、例外規定の利用率が高い食品分野及びビジネス関連分野を対象に、自己公開発明に基づく新規性喪失及び拒絶理由の実態を調査・分析し、その発生率、出願人属性、公開態様等の傾向を明らかにした。さらに、当該調査結果に基づき、自己公開発明に基づく拒絶理由を回避するための実務的対策を示すとともに、手続要件の緩和を含む今後の新規性喪失の例外規定の在り方についても検討を行った。

目次

1. はじめに
2. 新規性喪失の例外規定を取り巻く状況と課題
3. 自己公開発明に基づく拒絶理由の実態調査と分析
 3. 1 調査手法
 3. 2 調査結果の分析
 - (1) 概観
 - (2) 出願人属性の分析
 - (3) その他の分析
4. 実務上の対策
 4. 1 出願主体の観点
 4. 2 公開態様の観点
 4. 3 実務上の参考となる事例
 4. 4 その他の対応策
5. 法改正の可能性
6. おわりに

1. はじめに

我が国特許法には、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して出願前に発明が公開された場合であっても、その公開によっては発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う、新規性喪失の例外規定（以下、単に「例外規定」ともいう。）が設けられている。本規定の適用を受けるには、発明の公開日から 1 年以内⁽¹⁾に出願を行い、かつ出願時に当該適用を受ける旨を申請するとともに、出願日から 30 日以内⁽²⁾に当該公開が例外事由に該当することを証明する証明書を提出する必要がある（特許法 30 条 2 項及び 3 項）。

新規性喪失の例外規定は、出願前の積極的な発明公開による新規性喪失に対する一種の救済制度といえる。しかし、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明（以下、「自己公開発明」といい、本稿におい

ては、30条2項の規定と同様に、特許公報等への掲載による公開は含まない。)について、公開から1年以内に出願したとしても、出願時に例外規定の申請自体を失念した場合や、証明書において申請すべき公開行為が網羅されていないなど、手続に不備があった場合には、救済を受けられないことがある。また、出願時の申請を失念した場合に、出願後に願書に例外規定の適用を受けようとする旨の特記事項を追記する補正はできず⁽³⁾、さらに、証明書に不備や漏れがあった場合でも、出願日から30日経過後には証明書を補正することもできない⁽⁴⁾。その結果、自己公開発明に基づいて請求項に係る発明の新規性や進歩性が否定され、出願人が望む範囲での特許権取得が困難となる可能性がある⁽⁵⁾。

無論、新規性喪失の例外規定は、「出願前に公開された発明は新規性を喪失し、特許を受けることはできない」という特許法上の原則に対する「例外」的措置であることに加え、第三者の予見可能性や監視負担の観点からも、その適用は一定の厳格さをもって行われるべきではある。しかし、手続上の不備のみに起因して有用な発明の権利化が阻まれる事態は、発明保護や技術発展の観点⁽⁶⁾から望ましいとはいえず、可能な限り回避されるべきであろう。

そこで本稿では、特許審査過程の最初の拒絶理由通知において、出願日前1年以内⁽⁷⁾の自己公開発明に基づいて請求項に係る発明の新規性又は進歩性が否定された事例(以下、「自己公開発明に基づく拒絶理由」が発生した事例といい、自己公開発明が主引例として引用されているか副引例として引用されているかを問わない。)、すなわち、新規性喪失の例外規定の手続が適切に取られていれば拒絶理由を回避できたと考えられる事例がどの程度発生しているのかを、例外規定の利用率が高い特定の技術分野(食品及びビジネス関連分野)に絞って調査した。これにより、自己公開発明に基づく拒絶理由を回避するための実務的示唆を得るとともに、手続要件の緩和を含む今後の新規性喪失の例外規定の在り方の検討に資することが、本稿の目的である。

2. 新規性喪失の例外を取り巻く状況と課題

自己公開発明に基づく拒絶理由は、出願時に新規性喪失の例外規定の申請自体を失念した場合や、手続に何らかの不備があった場合に生じるものであるから、「自己公開発明に基づく拒絶理由」と「新規性喪失の例外」は、表裏一体の関係にある。本章では、まず日本における例外規定の利用状況とその課題について、直近の意匠法改正も含めて整理する。

日本における例外規定の利用状況について、長岡は、2000年以降その利用件数が増加傾向にあり、2019年には約3600件に達し、出願件数に対する利用率が1.2%を超える水準にあることを報告している⁽⁸⁾。また、長岡は、利用率の増加要因として、例外規定の要件を緩和する累次の制度改正⁽⁹⁾を挙げるとともに、特に2012年以降においては、発明の開示形態に対する限定を撤廃する法改正の影響により、従来、公開態様の7割以上を占めていた学会発表等に代わり、展示、販売促進、販売、その他のオンライン媒体による公開が増加傾向にあることを指摘している⁽¹⁰⁾。

このような例外規定の利用率の上昇と公開態様の変化は、出願前に自己の発明を様々な手段で公開する機会が増加していることを示している。その背景には、近年のIT化の進展とSNSの普及により、発明公開の媒体・手段が多様化していること⁽¹¹⁾や、急成長を目的とするスタートアップ企業による積極的な情報発信の増加⁽¹²⁾があると考えられる。

例外規定については、理想的には廃止ないし縮小してゆくべきとの意見⁽¹³⁾もある中で、平成11年以降の一連の法改正は、こうした時代的变化に対応し、救済される公開行為の範囲を拡大する方向で進展してきた点において一定の評価に値する。一方で、救済範囲の拡大は、例外規定の適用に必要な手続書面の作成を煩雑化させ、出願人や代理人の負担を増大させている⁽¹⁴⁾ことから、書面提出期間の時的緩和や証明書の補正・後出しの容認、手続自体の省略といった、手続面での緩和を求める意見は根強く存在している⁽¹⁵⁾。

ここで、特許・実用新案審査基準には、1回目の公開行為と「密接に関連する」2回目以降の公開行為等によって公開された、同一又は同一とみなされる発明については、証明書の提出を省略できる旨が規定されており⁽¹⁶⁾、複数の公開行為がある場合の手続負担について一定の緩和措置が講じられている⁽¹⁷⁾。しかし、当該規定において「密接に関連する」と判断される公開行為は限定的であり、例えば同一の発明に係る商品を異なる取引先へ納品し

た場合には、一斉販売の場合を除けば、公開（販売）行為ごとに個別の証明が必要であると解されている⁽¹⁸⁾。

これに対して、意匠法においては、令和5年改正により、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について大幅な要件緩和がなされた⁽¹⁹⁾。すなわち、出願前の自己の意匠の公開行為について、最先の公開日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても例外規定の適用を受けられるようになった（意匠法4条3項）。本改正により、出願人・代理人の負担が軽減されるとともに、「自己公開意匠」（意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された意匠）によって、出願に係る意匠の新規性が喪失する事態の減少が期待される。

注目すべきは、本意匠法改正の契機となった2022年6月の特許庁政策推進懇談会報告書にて、2021年に新規性喪失を理由に拒絶された意匠登録出願のうち約17%もの出願が、自己公開意匠に基づいて新規性を喪失しており、さらにそのうちの約36%は、出願時に例外規定の適用を受けるための手続を行ったにもかかわらず、証明が網羅的でなかったと報告されている点である⁽²⁰⁾。このような傾向は、意匠が製品等の外観に係るものであるがゆえに第三者の目に触れる形で公開されやすいことや、試作品を含む類似する複数の意匠が出願前に公開されやすいことなど、意匠特有の事情に起因するものと考えられる⁽²¹⁾。

一方で、意匠とは事情が異なる特許の分野において、自己公開発明に基づく拒絶理由がこれほど高い割合で発生しているとは考えにくい。特許分野における同種の調査結果は確認されておらず、その実態は明らかではない。

そこで、前述の手続面での緩和の要請を含め、特許法における今後の新規性喪失の例外規定の在り方を検討するための基礎資料を得るべく、次章にて、自己公開発明に基づく拒絶理由の実態に関する調査を行う。

なお、近年では、日本特許庁⁽²²⁾及び欧州特許庁⁽²³⁾から、新規性喪失の例外（グレースピリオド）の利用実態に関する調査研究結果が報告されているが、いずれも、自己公開発明に基づく拒絶理由の実態に着目したものではない。

3. 自己公開発明に基づく拒絶理由の実態調査と分析

3. 1 調査手法

本調査では、自己公開発明に基づいて請求項に係る発明の新規性又は進歩性を否定した拒絶理由通知の抽出を試みる。具体的には、拒絶理由通知で引用された非特許文献が、本願の出願人又は発明者と同一とみなされる主体⁽²⁴⁾、あるいは出願人又は発明者と一定の関係性を有する主体⁽²⁵⁾によって公開されたものである場合、当該文献が開示する発明は、特許法30条2項に規定される「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」公開された発明、つまり「自己公開発明」である蓋然性が高いと考えられることから、本調査では、そのような非特許文献が引用された拒絶理由通知を抽出の対象とする。

しかし、拒絶理由通知においては、引用された非特許文献の著者名や公開主体等の情報が必ずしも完全に記載されているとは限らず、また、自己公開発明は、取材対応等を通じて、出願人や発明者とは異なる主体が発行する雑誌やウェブページ等の媒体に掲載されることも少なくない⁽²⁶⁾。そのため、拒絶理由通知にて引用された非特許文献が開示する発明が「自己公開発明」に該当するか否かを、機械的・自動的に判別することは困難である。

そこで本調査では、当該判別を手作業により行うこととするが、年間数十万件規模の出願が処理される特許においては、調査対象を手作業で対応可能な範囲に絞る必要がある。加えて、特許を受ける権利を有する者による出願前の発明公開の多寡は、技術分野によって異なる傾向があると考えられることから、特に出願前の公開が生じやすい技術分野に調査対象を絞ることが有用である。

この点に関し長岡は、WIPOが定義する35の技術分野⁽²⁷⁾ごとの例外規定の利用率を、その公開態様の比率と併せて報告している⁽²⁸⁾。これによると、2010年代において当該利用率が2.5~3%程度と特に高い技術分野は、「生体情報・計測」、「食品」、「ビジネス関連⁽²⁹⁾」、「医薬品」、「バイオテクノロジー」、「マイクロ構造・ナノテク」である。例外規定の利用率が高い技術分野は、すなわち出願前の発明公開が多い分野と考えられ、それだけ自己公開発明に基づく拒絶理由も生じやすいと推測できる。さらに長岡の報告によれば、これら技術分野のうち、「生体情報・計測」、「医薬品」、「バイオテクノロジー」、「マイクロ構造・ナノテク」では、学会発表や論文発表といった「サイ

エンスへの貢献」の公開態様が大半を占めている。他方、「食品」及び「ビジネス関連」では、その割合は相対的に低く、代わって「展示、販売促進、販売」といったビジネス目的の公開態様が目立っている⁽³⁰⁾。

本調査では、一般的かつ従来型の公開態様である学会・論文発表「以外」の公開態様の自己公開発明に基づく拒絶理由事例を、可能な限り抽出・提示することに意義があると考え、「食品」と「ビジネス関連」の2分野を調査対象として選定した。

以上を踏まえ、本調査では、以下の2つの調査対象・範囲を設定し、食品分野529件、ビジネス関連分野552件の計1081件の拒絶理由通知を手作業で分析することで、出願日前1年以内の自己公開発明に基づく拒絶理由がどの程度発生しているかを調査した。

① 食品分野⁽³¹⁾において、2022年4月1日～12月31日に発送され、新規性又は進歩性の拒絶理由が通知された「最初」の拒絶理由通知（全体1425件）のうち、非特許文献を引用⁽³²⁾する拒絶理由通知529件

② ビジネス関連分野⁽³³⁾において、2022年1月1日～12月31日に発送され、新規性又は進歩性の拒絶理由が通知された「最初」の拒絶理由通知（全体4550件）のうち、非特許文献を引用する拒絶理由通知552件

なお、本調査においては、NISTEPの企業名辞書⁽³⁴⁾に基づき、筆頭出願人の属性を「大企業」、「中小企業・個人」、「大学・研究機関等」の3類型に分類した。また、自己公開発明の公開態様については、大きく「論文・書籍」、「自己媒体」（出願人・発明者自身又は親会社のホームページ、プレスリリース、カタログ等の媒体での公開）、「他者媒体」（出願人・発明者とは異なる主体による雑誌やネット記事、ブログ等の媒体での公開）の3類型に分類した。

3. 2 調査結果の分析

(1) 概観

本調査により抽出された、自己公開発明に基づく拒絶理由事例（食品分野18件、ビジネス関連分野28件）の一覧を、表1及び表2に示す。

表1に示されるように、食品分野において、自己公開発明に基づく拒絶理由の事例は18件存在し、全体（同時期に同分野で新規性又は進歩性を否定した最初の拒絶理由通知の総数）の1425件に対する割合は約1.3%であった。ただし、この18件のうち3件は、自己公開発明が副引例として引用されているにすぎず、その存在が新規性・進歩性判断に決定的な影響を与えたとはいえないため、当該3件を除いた15件を、狭義の自己公開発明に基づく拒絶理由とみなす考え方もあり得る。もっとも、いずれの考え方に基づいても、食品分野における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率は1%程度にとどまるといえる。

続いて、表2に示されるように、ビジネス関連分野においては、自己公開発明に基づく拒絶理由の事例は28件存在し、全体の4550件に対する割合は約0.6%であった。食品分野と同様に、副引例として引例されているにすぎない11件を除いた17件を、狭義の自己公開発明に基づく拒絶理由とみなす考え方もあり得るが、いずれにしても、ビジネス関連分野における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率は0.5%程度にとどまるといえる。

前述のとおり、本調査では、出願前の発明公開の頻度が特に高いと考えられる分野として、食品分野及びビジネス関連分野を選定している。これを踏まえると、他の多くの技術分野における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率も、基本的にはこれらの分野と同程度（0.5～1%程度）、あるいはそれ以下の水準にとどまると予想される。もちろん、本調査の対象外である特定の技術分野において、自己公開発明に基づく拒絶理由が多発している可能性を完全に否定することはできない点には留意を要する。

一方、意匠においては、第2章で示したとおり、自己公開意匠に基づいて新規性を否定した拒絶の発生率が約17%と報告されている。これと比較すると、特許における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率は、相当低い水準にあるといえる⁽³⁵⁾。

表1 食品分野における自己公開発明に基づく拒絶理由事例の一覧

	出願番号	拒絶理由 通知発送日 (2022年)	出願人属性	自己公開発明の 公開態様	自己公開発明の 引用の主副	最終処分	新規性喪失例外 規定の適用
1	2018-109109	4月6日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	副引例	拒絶査定	無
2	2020-131367	4月15日	大学・研究機関等	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
3	2021-053938	5月24日	大学・研究機関等	他者媒体 (公的機関報告書)	主引例 (組合せ)	拒絶査定	無
4	2022-070771	5月27日	中小企業・個人	自己媒体 (自社HP)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
5	2018-119841	6月21日	大企業	自己媒体 (自社HP)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
6	2018-146229	6月21日	中小企業・個人	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
7	2018-154039	6月21日	中小企業・個人	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
8	2018-194830	6月24日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (組合せ)	拒絶査定 (特許審決)	無
9	2021-116792	6月28日	中小企業・個人	自己媒体 (自社HP)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
10	2021-116837	8月23日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
11	2018-193177	8月23日	大企業	他者媒体 (ブログ)	主引例 (単独新規性無)	拒絶査定 (特許審決)	無
12	2021-146145	9月6日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	副引例	拒絶査定 (前置特許査定)	無
13	2019-030814	10月4日	中小企業・個人	他者媒体 (ブログ)	主引例 (単独新規性無)	拒絶査定	無
14	2022-113413	10月18日	中小企業・個人	自己媒体 (関連会社HP)	副引例	拒絶査定 (前置特許査定)	無
15	2022-100792	10月25日	大企業	他者媒体 (ネット記事) ほか公然実施あり	主引例 (単独新規性無)	特許査定	有
16	2018-215251	11月1日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (単独新規性無)	拒絶査定 (拒絶審決)	有
17	2020-093456	12月20日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス) ほか公然実施あり	主引例 (組合せ)	拒絶査定	有
18	2022-114913	12月20日	大企業	自己媒体 (自社プレス)	主引例 (組合せ)	拒絶査定 (特許審決)	無

表2 ビジネス関連分野における自己公開発明に基づく拒絶理由事例の一覧

	出願番号	拒絶理由 通知発送日 (2022年)	出願人属性	自己公開発明の 公開態様	自己公開発明の 引用の主副	最終処分	新規性喪失例外 規定の適用
1	2018-083881	1月6日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	副引例	特許査定	無
2	2021-511695	1月25日	中小企業・個人	他者媒体 (ブログ)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
3	2021-511694	1月25日	中小企業・個人	他者媒体 (ブログ)	副引例	特許査定	無
4	2019-207344	2月8日	大企業	自己媒体 (自社HP)	副引例	拒絶査定 (前置特許査定)	無
5	2021-106119	2月8日	大企業	自己媒体 (自社HP)	副引例	特許査定	無
6	2021-168621	2月14日	大企業	論文・書籍 (発明者著書)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
7	2021-032842	2月17日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
8	2020-213057	2月25日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス)	主引例 (組合せ)	特許査定	無
9	2021-112575	3月8日	中小企業・個人	自己媒体 (SNS)	主引例 (組合せ)	特許査定	有 (意に反した公開)
10	2019-134064	3月8日	中小企業・個人	自己媒体 (自社HP)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
11	2021-137297	3月15日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	主引例 (単独進歩性無)	特許査定	有
12	2018-088903	3月29日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス)	主引例 (組合せ)	拒絶査定 (前置特許査定)	無
13	2018-108019	4月5日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
14	2018-121105	4月5日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
15	2021-043069	6月7日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	副引例	特許査定	無
16	2019-110323	6月7日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	有
17	2022-035694	6月14日	大企業	他者媒体 (ネット記事)	副引例	特許査定	無
18	2019-004508	7月12日	大学・研究機関等	自己媒体 (自社HP)	主引例 (単独進歩性無)	特許査定	無
19	2021-087010	7月12日	大企業	他者媒体 (ネット記事)	主引例 (組合せ)	拒絶査定 (前置特許査定)	無
20	2022-047446	7月26日	大企業	自己媒体 (親会社プレス)	主引例 (単独進歩性無)	特許査定	無
21	2020-021741	8月16日	中小企業・個人	他者媒体 (ネット記事)	主引例 (単独新規性無)	特許査定	無
22	2022-123124	8月23日	大企業	他者媒体 (ネット記事)	副引例	特許査定	無

23	2022-141139	10月25日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス)	主引例 (単独進歩性無)	特許査定	無
24	2019-075906	11月1日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	副引例	拒絶査定	無
25	2019-018097	11月1日	大企業	自己媒体 (自社マニュアル)	副引例	特許査定	無
26	2021-564501	12月20日	中小企業・個人	自己媒体 (自社プレス)	副引例	特許査定	無
27	2019-034775	12月20日	大企業	自己媒体 (自社HP)	副引例	特許査定	無
28	2021-511868	12月26日	大企業	論文・書籍 (発明者論文)	主引例 (組合せ)	特許査定	無

(2) 出願人属性の分析

自己公開発明に基づく拒絶理由が発生した事例の集合における出願人属性について、その全体集合（同時期に同分野で新規性又は進歩性を否定した最初の拒絶理由通知）の出願人属性と比較した結果を、図1及び2に示す。

食品・ビジネス関連のいずれの分野においても、自己公開発明に基づく拒絶理由が生じた事例の半数は「中小企業・個人」の出願であり、これは全体において当該属性が占める割合の約2倍に相当する。大企業に比べて中小企業の方が新規性喪失の例外規定の利用率が高いという長岡の調査結果⁽³⁶⁾を踏まえれば、これは一定程度想定された傾向ではあるものの、自己公開発明に基づく拒絶理由は、一般的に出願経験の少ない「中小企業・個人」の出願において特に生じやすいことが、改めて確認された。

なお、いずれの分野においても、外国企業の出願に対して自己公開発明に基づく拒絶理由が生じた事例は確認されなかった。

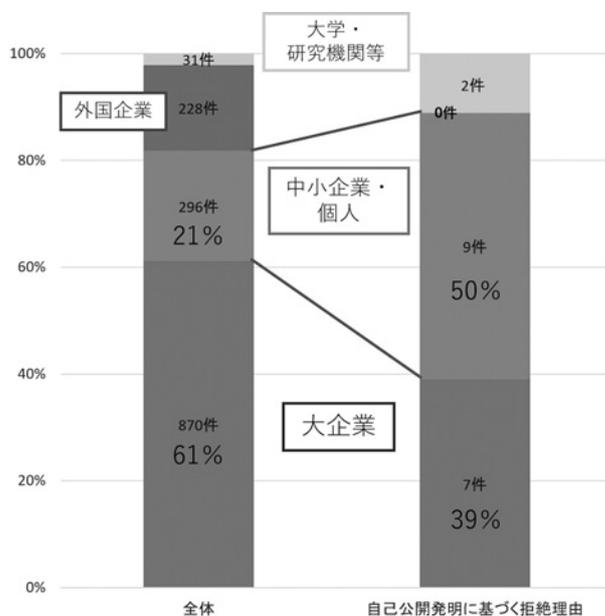


図1 食品分野における出願人属性

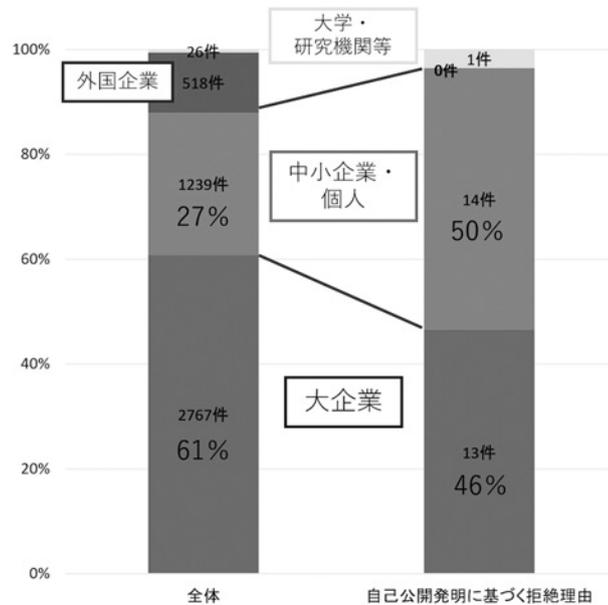


図2 ビジネス関連分野における出願人属性

(3) その他の分析

食品分野における公開態様は、「論文・書籍」、「自己媒体」、「他者媒体」のいずれも6件であった。一方、ビジネス関連分野では、それぞれ5件、13件、10件であり、一般的かつ従来型の公開態様である「論文・書籍」以外の公開態様が目立った。この結果は、前述の長岡の報告が示すとおり、これらの分野では、学会発表や論文発表といった「サイエンスへの貢献」の公開態様の割合が相対的に低く、代わりに「展示、販売促進、販売」等のビジネス目的の公開態様が多いこと⁽³⁷⁾を反映しているものといえる。

このほか、出願の最終処分に注目すると、食品分野とビジネス関連分野において、自己公開発明に基づく拒絶理由が生じた場合の特許査定率は、それぞれ約44% (8件/18件)、約86% (24件/28件)であった。近年の日本における特許査定率が75%程度で推移していること⁽³⁸⁾を踏まえると、いずれも極端な結果とはいえない。個別の審査経過を確認すると、多くのケースにおいて、特許請求の範囲を補正すること等により、拒絶理由を回避して権利化（前置特許査定や特許審決を含む）に至っていることが確認された。

また、抽出事例のうち、出願に際して新規性喪失の例外規定の適用を受けていたのは、食品分野で約17% (3件/18件)、ビジネス関連分野では約7% (2件/28件)であった。これらは、例外規定の申請自体は行われたものの、証明書において申請すべき公開行為が網羅されていなかったために拒絶理由が生じた事例である。この割合は、第2章で示した意匠分野における約36%という値と比較すれば小さいものの、特許分野においても証明書の網羅性を確保することの困難さが生じていることを示している。

4. 実務上の対策

本調査結果を踏まえ、自己公開発明に基づく拒絶理由を回避するための実務上の対策について検討する。

4.1 出願主体の観点

第3.2節(2)で示したように、「中小企業・個人」による出願において、自己公開発明に基づく拒絶理由が相対的に多く発生しており、特に注意を要する。その背景としては、一般に、大企業と比べて出願経験が乏しく、新規性喪失の例外規定に対する理解が十分でないことや、情報発信を優先するあまり、技術情報の公開範囲のコントロールが行き届かない傾向があることが推察される。

第3.2節(1)で示したとおり、日本全体における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率は1%以下の低水準にとどまると予想されるものの、出願件数が限られる中小企業やスタートアップ等にとっては、自らの出願のうち一

件でも自己公開発明に基づく拒絶理由が発生し、望ましい範囲での権利化が阻害されることの影響は軽視できないだろう。とりわけ、知的財産が中小企業やスタートアップの競争力の源泉として一層重視される現代においては、これらの事業者が自己公開発明に基づく新規性喪失のリスクを十分に認識するとともに、こうした観点を含む適切な助言を提供できる専門家や弁理士と連携することが、これまで以上に重要となる⁽³⁹⁾。

4. 2 公開態様の観点

第3.2節(3)で示したとおり、食品分野とビジネス関連分野においては、新規性を喪失した発明の公開態様として、「論文・書籍」、「自己媒体」、「他者媒体」が満遍なく用いられていた。以下では、各公開態様について考察する。

まず「論文・書籍」による公開は、発明者自身が主体となり、発明の詳細まで開示されるのが通常であるため、発明者や出願人（企業）の視点から見て、「自己公開発明」としてその存在を認識されやすいといえる。さらに、論文や書籍の場合、公開媒体の数にも一定の限りがある。したがって、発明の公開前に出願を済ませる、あるいは出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けるなどの適正な対応措置が講じられる可能性は、相対的に高いと考えられる。

これに対し、「自己媒体」及び「他者媒体」による公開は、同一企業内であっても、発明者とは異なる者や部署（総務・広報・営業等）が主体となって行う場合があるほか、公開に用いられる媒体や手段も多岐にわたる。また、これらの公開は、技術情報の開示というよりも、販売促進や企業PRを目的として行われることが多く、必ずしも発明の詳細までは開示されるとは限らない。そのため、発明者や出願人（企業）の視点からは、「自己公開発明」としてその存在が認識されにくく、結果として「無自覚な新規性喪失リスク」ともいべき事態に晒されるおそれがある。

特に、広い技術的範囲での権利化を狙う場合には、必ずしも発明の詳細まで開示されていない公開行為であっても、請求項に係る発明の新規性や進歩性を否定する文献として引用される可能性がある。したがって、出願人（企業）は、出願前における、特に「自己媒体」及び「他者媒体」での発明の公開について、十分に注意を払う必要がある。具体的には、技術分野にもよるが、たとえ発明の細部まで明らかにしていない公開行為や、一見して技術的とは認識されにくい情報発信であっても、自身が所望する範囲での権利化を阻害するおそれがあることを認識し、それらも含めて、出願前に社内の関係部署を横断する形で網羅的な調査を実施すべきである。特に、発明が創出される研究・開発部門に加え、研究者・技術者個人や総務・広報・営業部門に対しても、情報公開の有無を確認することが重要である。

無論、日頃から情報開示に関する社内の横断的な連携体制を整え、発明の公開「前」に出願を完了させることが最も望ましいことは、いうまでもない。

4. 3 実務上の参考となる事例

本調査で抽出した事例の中から、自己公開発明に基づく拒絶理由が生じた場合の対応策として、実務上の参考となり得る事例を紹介する。

食品分野の項番15に係る特願2022-100792号の審査過程においては、出願前に出願人製品が発売されたことによる公開が、新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書に記載された試作品の公開と「密接に関連する」ものであることについての具体的な説明が不足していることから、当該発売による公開については、例外規定の適用を受けることができず、本願発明は新規性を有しない旨の拒絶理由が通知された。これに対し出願人は、意見書において、前記証明書に記載された3名の公開者の連名による「宣誓書」を添付し、当該発売された出願人製品が、前記証明書に記載された試作品を製品化したものであることを具体的に説明することで、新規性欠如の拒絶理由を解消した。

また、ビジネス関連分野の項番9に係る特願2021-112575号は、出願時に新規性喪失の例外規定の申請が行われておらず、審査過程において、出願人が関与する店舗のSNS上で公開された発明に基づき、本願発明の新規性を

否定する拒絶理由が通知された。これに対し出願人は、当該公開は、出願人のコンサルタント業務等を担う者により、秘密保持契約に反して出願人に無断で行われたものであるとして、当該秘密保持契約書の写しを添付のうえ、特許法 30 条 1 項に基づく「意に反した公開」に該当する旨を主張した。結果としてこの主張は認められ、新規性欠如の拒絶理由は解消された。

4. 4 その他の対応策

本調査結果とは直接の関係はないものの、自己公開発明による拒絶理由が生じた場合に、それを解消するために現行制度の下で取り得る対応策を紹介する。

一つは、出願後速やかに審査請求を行い、あわせて（スーパー）早期審査⁽⁴⁰⁾を申請し、自己公開発明に基づく拒絶理由の有無を早期に把握することである。仮に、新規性喪失の例外規定の申請を失念していた場合や、証明書に不備があったことにより、自己公開発明に基づく拒絶理由が通知されたとしても、その時点で、当該自己公開発明の公開日から未だ 1 年を経過していないのであれば、当該出願を基礎とした国内優先権の主張を伴う出願又は分割出願（以下、「後の出願」）を行い、後の出願において例外規定の適用を受けるための手続を適切に行うことで、自己公開発明に基づく拒絶理由の発生を回避できる可能性が残されている⁽⁴¹⁾。

もう一つは、PCT 出願の活用である。PCT の国際調査報告において、自己公開発明に相当する文献が、新規性や進歩性を否定する XY 文献として提示されることがある。その場合、日本への国内移行手続においては、国内処理基準時の属する日後 30 日以内に、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行うことが可能である（特許法 184 条の 14）。したがって、XY 文献として提示された国際出願日前 1 年以内の自己公開発明については、国内移行時に適切に例外規定を受けるための手続を行うことで、自己公開発明に基づく拒絶理由の発生を回避することができる⁽⁴²⁾。実際に、この対応により自己公開発明に基づく拒絶理由の発生を回避し、特許査定に至った例として、特願 2019-516314 号（国際公開 2018/203374 号）が挙げられる⁽⁴³⁾。

5. 法改正の可能性

第 3.2 節（1）で示したとおり、日本における自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率は、特に意匠との比較において低水準にとどまっている。この点からすれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続要件を緩和する法改正の必要性が、現時点において高いとはいえない。

しかし、これまで述べてきたとおり、例外規定の適用を受けるための手続は、厳格な期限が設けられている上、証明書の記載内容も煩雑であり、申請漏れがあった場合の有効な挽回手段も存在しないなど、出願人や代理人にとって少なからぬ負担となっていることも否定できない。今後、特に中小企業やスタートアップによる知財取得・活用を一層支援していく観点からすれば、状況を注視しつつ、手続要件の緩和について検討する余地はなお残されているといえるのではないかと考えられる。

新規性喪失の例外規定については、平成 11 年以降、救済対象となる公開行為の範囲を拡大する方向で一貫して法改正が重ねられてきた。他方で、出願時の適用申請及び出願日から 30 日以内の証明書提出という手続要件については、これまで基本的に変更が加えられていない。救済範囲の拡大に伴い、手続が煩雑化することは明らかであるから、それに対応して救済対象の公開行為を漏れなく申請できるよう手続期間や要件を緩和することには、一定の合理性があると考えられる。

この点、米国においては、よく知られているように、新規性喪失の例外（グレースピリオド）の適用を受けるための手続は特段不要であり、自己公開発明による拒絶が生じた場合には、宣誓書の提出によりその拒絶を解消可能である（米国特許法 102 条（b）（1）、特許規則 1.130（a）、（b））。

また、韓国では、2015 年 7 月 29 日に施行された特許法改正により、手数料納付を要件としつつも、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための書面及び証明書の提出が、出願時及び出願日から 30 日以内（韓国特許法 30 条 2 項）に加えて、明細書等の補正が可能な期間及び特許査定の際の本送達日から 3 月以内（同条 3 項）にも認められるようになった⁽⁴⁴⁾。

仮に、米国や韓国のように、例外規定の適用を受けるための書面及び証明書の提出期間を緩和する場合は、第三者の予見可能性及び監視負担、拒絶理由通知のやり直しに伴う審査負担及び審査遅延への影響を十分に考慮する必要がある、慎重な制度設計が求められる。

もっとも、出願公開前かつ審査開始前の段階であれば、例外規定の適用を受けるための書面及び証明書の提出を出願日以降に認めても、その申請内容は公開公報に掲載され、審査官も当該申請内容に基づいて審査を行うことが可能であることから、第三者や審査への影響は特段生じないと考えられる。

そこで、例外規定の適用を受けるための書面及び証明書の提出が認められる期間を、例えば、「審査請求のあった日、出願公開請求のあった日又は優先日から1年4月⁽⁴⁵⁾のいずれか早い日」まで拡張する旨の法改正は、検討に値するのではないだろうか。このような改正がなされれば、出願人は、先願主義の下でまず出願を急いだ上で、第三者や審査に影響を及ぼさない範囲において、出願後の一定の猶予期間内に自己公開発明の網羅的な調査を実施し、例外規定の適用を受けるための手続を適切に行うことが可能となるため、自己公開発明に基づく拒絶理由を回避しやすくなると考えられる。

なお、第3.2節(3)で示したように、本調査結果においては、例外規定の申請自体は行われたものの、証明書において申請すべき公開行為が網羅されていなかったために、拒絶理由が生じた事例も一定数確認された。しかし、このような証明書の網羅性の不備に対応して、令和5年意匠法改正と同様に、「最先の公開日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の発明についても例外規定の適用が受けられるようにする」という緩和策を特許制度に直接導入することは困難ではないかと考えられる。その理由は、技術的思想である「発明」は、製品等の外観である「意匠」とは異なり、公開行為ごとに発明の開示の内容や程度が異なることが多く、それらが「同一」の発明といえるかどうかの判断が容易ではないためである⁽⁴⁶⁾。さらに「類似」に関しては、そもそも特許法上、発明に「類似」という概念が存在しないため、採用することはできない。

このほか、例外規定の救済対象となる公開行為については、日本においては既にその対象範囲が十分に広がっており、更なる拡大の余地は乏しい。また、現行の1年という例外期間についても、国際的な制度調和の観点⁽⁴⁷⁾からは、これ以上の延長は想定しがたい。

6. おわりに

本稿では、まず、日本における新規性喪失の例外規定の利用状況とその課題について、直近の意匠法改正も含めて整理した上で、例外規定の利用率が高い食品分野およびビジネス関連分野を対象として、自己公開発明に基づく拒絶理由の実態を調査・分析し、その発生率、出願人属性、公開態様等の傾向を明らかにした。

その結果、自己公開発明に基づく拒絶理由の発生率はいずれの分野においても0.5~1%程度にとどまり、特許法における新規性喪失の例外規定に関して、手続要件の緩和が直ちに必要であるとまでは言えないことが示された。一方で、出願人の属性として中小企業・個人による出願において自己公開発明に基づく拒絶理由が相対的に多く発生している傾向や、自己公開発明の多様な公開態様を抽出することができ、これらに基づいて、自己公開発明による拒絶を回避するための実務的な示唆を得ることができた。

さらに、例外規定の手続要件について、第三者や審査への影響に配慮した上で、今後どのような制度設計が可能であるかについても検討を加えた。

特許制度が産業の発達を目的とするものである以上、新規性喪失の例外については画一的・形式的な枠組みに固執することなく、今後も国際調和の観点を踏まえつつ、時代の変化に即した柔軟な制度設計を追求していくことが求められるだろう。本稿が、新規性喪失の例外や自己公開発明に関する、今後の実務的対応や制度的議論の一助となれば幸いである。

(注)

(1)平成30年特許法改正により、例外期間が6月から1年に延長された。

(2)平成26年特許法改正により、出願人に不責事由がある場合には、30日以内に証明書を提出できなかった場合であっても、一定の

- 期間内であれば提出が認められることとなった（特許法 30 条 4 項）。
- (3) 特許庁「平成 30 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」4-5 頁 Q2-3-1（2024 年 8 月）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/hatumei_reigai/h30_qanda.pdf、2025 年 7 月 7 日最終閲覧）。
- (4) 特許庁・前掲注 3) 5 頁 Q2-4-1。
- (5) 自己公開発明に基づいて、請求項に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由通知を受けたとしても、直ちに権利化の可能性が失われるわけではない。例えば、請求項に係る発明を、その自己公開発明が開示していない範囲まで限定する補正を行うことにより、当該拒絶理由を解消し、当初の希望より狭い範囲ではあるが、権利化の途を探ることができる。
- (6) 中山信弘『特許法（第 5 版）』137 頁（弘文堂、2023）では、「新規性の有無の判断は出願時を基準になされる。しかしその基準をすべての場合に厳格に適用したのでは、技術の発展にとって却って好ましくない結果となることもある。」と述べられている。
- (7) 本稿では、原出願の出願日が 2018 年 6 月 8 日以前の分割出願等、特許法の旧 30 条が適用される出願については、出願日前「6 月」以内の自己公開発明を対象とした。
- (8) 長岡貞夫「新規性喪失の例外の経済分析」特許庁委託令和 5 年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書 4-5 頁（2024 年 3 月）https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/sangyo_zaisan_houkoku/2023_01.pdf、2025 年 7 月 8 日最終閲覧）。
- (9) 平成 11 年特許法改正により、発表した発明と相違する発明を出願した場合にも例外規定の適用を受けることが可能となり、また、インターネット上での公開行為についても、刊行物と同様に例外規定の適用対象となった。そして、平成 23 年特許法改正により、例外規定の適用対象が、指定学会での発表や博覧会出品等の限定列举方式から、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」新規性を喪失した発明にまで拡大された。平成 26 年及び 30 年の改正については、前掲注 1) 及び 2) を参照。
- (10) 長岡・前掲注 8) 5-6 頁。
- (11) 佐々木真人「新規性喪失の例外の適用のための手続の緩和の必要性及び今後の期待」パテント 76 巻 5 号 78 頁、84 頁（2023）。
- (12) 相澤聡ほか「スタートアップの新規性喪失を巡る一考察」パテント 72 巻 1 号 11 頁（2019）。
- (13) 中山・前掲注 6) 140 頁。
- (14) 佐々木・前掲注 11) 78-79 頁、相澤ほか・前掲注 12) 15 頁、藤本昇「新規性喪失の例外規定の実務上の留意点と今後の課題—公開態様の多様化と複数回公開—」知財管理 68 巻 5 号 612 頁、623 頁（2018）、エピファニー特許事務所「新規性喪失の例外の適用」（2023 年 12 月 5 日）<https://epi-pat.jp/blog/c1361-20231205104712/>、2025 年 7 月 14 日最終閲覧）。
- (15) 佐々木・前掲注 11) 81-83 頁、藤本・前掲注 14) 623-624 頁（2018）、エピファニー特許事務所・前掲注 14)。
- (16) 特許・実用新案審査基準Ⅲ部第 2 章第 5 節 4.2 には、具体例として、例えば「同一学会の巡回的講演で同一内容の講演を複数回行った場合における、最初の講演によって公開された発明と、2 回目以降の講演によって公開された発明」や「同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された発明と、2 回目以降の納品によって公開された発明」、「権利者が商品を販売したことによって公開された発明と、その商品を入手した第三者がウェブサイトにその商品を掲載したことによって公開された発明」等が挙げられている。
- (17) このほか手続要件の緩和に関して、特許庁では、2020 年 12 月に証明書への押印を不要としたほか、2024 年 8 月には、メールの一斉送信や地域を特定した一斉販売について、個々の公開行為についての証明を不要とする運用整理が行われた（特許庁「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について」（2024 年 8 月 29 日）https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html、2025 年 6 月 13 日最終閲覧））。
- (18) 同様の趣旨の判示として、大阪地判平成 29 年 4 月 20 日裁判所 HP 参照（平成 28 年（ワ）298 号）[ドラム式洗濯機使い捨てフィルタ事件]がある。本事件では、出願人は出願時に法人 A への販売行為についてのみ例外規定の適用手続を行っていたところ、裁判所は、法人 A とは別個の法人格を有する法人 B への販売行為は、法人 A への販売行為と実質的に同一とみることができると密接に関連するものではないと判断し、法人 B への販売行為によって本願発明は新規性を喪失しており、特許無効との判決を下した。
- (19) 特許庁「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（出願前にデザインを公開した場合の手続について）」（2023 年 12 月 27 日）<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>、2025 年 6 月 13 日最終閲覧）。
- (20) 特許庁「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～」特許庁政策推進懇談会報告書 13 頁（2022 年 6 月）<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf>。なお、本懇談会第 1 回（2022 年 4 月 28 日）では、意匠法の例外規定手続の緩和に関して、田村善之メンバーから、意に反する公知が出願時に一切の手続をとることなく主張可能とされており、バランスを失っていると考える状況を踏まえ、意匠法のみならず特許法も含めて改正を検討することが提案されている（<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/02.pdf>、2025 年 7 月 14 日最終閲覧）。
- (21) 特許庁・前掲注 20) 14 頁では、意匠の新規性喪失の特徴として、次の点を挙げている。①「意匠は、創作の内容を知らない人でも、製品等の外観を公開することで新規性を喪失させることができるから、様々な状況で新規性を喪失することとなり、情報の管

- 理が難しい」、②「意匠では、試作品をユーザーに実際試してもらい、その意見を踏まえ製品化する創作手法があるように、意匠の創作の完了が販売や公表の直前又は公表後となることも少なくない」、③「意匠制度は特許制度と異なり出願公開制度がない」。
- (22) 特許庁「グレースピリオドに関する調査研究報告書」平成 22 年度産業財産権制度各国比較調査研究事業（2011 年 2 月）
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h22_report_03.pdf, 2025 年 7 月 14 日最終閲覧)、
特許庁「大学・中小企業・スタートアップを対象としたグレースピリオドの利用実態に関する調査研究報告書」令和 3 年度特許庁
産業財産権制度各国比較調査研究等事業（2022 年 2 月）
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_03.pdf, 2025 年 7 月 8 日最終閲覧)。
- (23) European Patent Office「The European patent system and the grace period: An impact analysis」(2022 年 6 月)
(https://link.epo.org/web/the_european_patent_system_and_the_grace_period_study_en.pdf, 2025 年 7 月 8 日最終閲覧)。
- (24) 完全同一のみならず、複数の出願人・発明者の一部又は全部を含む主体も含まれる。
- (25) 第三者が取材に基づき、雑誌やウェブ上での記事にて出願人の事業を紹介する場合や、親会社の子会社（出願人）の事業を自社
ウェブサイトで紹介する場合は、特許を受ける権利を有する者自身による公開ではないが、通常、「特許を受ける権利を有する者の
行為に起因し」た公開と考えられることから、本調査では「自己公開発明」に含まれるものとする。このほか、第三者が出願人の
製品やサービスについてのレビュー記事をブログ等に掲載した場合も、前掲注 16) の「権利者が商品を販売したことによって公開
された発明と、その商品を入手した第三者がウェブサイトでその商品を掲載したことによって公開された発明」に該当し、新規性
喪失の例外規定の適用を受けられる可能性があることから、本調査では「自己公開発明」に含まれるものとする。
- (26) その場合、拒絶理由通知には、当該雑誌やウェブページ等の媒体の情報が記載されるのみであって、出願人や発明者の情報は記
載されないのが通常であるから、拒絶理由通知のみから当該媒体と出願人・発明者との関係を判定することは困難である。
- (27) WIPO「IP concordance table」(2024 年 7 月) (<https://www.wipo.int/en/web/ip-statistics>, 2025 年 7 月 7 日最終閲覧)。
- (28) 長岡・前掲注 8) 12-13 頁。特に図表 II.11 を参照。
- (29) 長岡・前掲注 8) では、WIPO の定義に従い、「マネジメントのための IT 手法」(IT methods for management) と表記されてい
るが、対象となる IPC は G06Q であり、日本においては「ビジネス関連発明」と呼ぶのが一般的であるため、本稿でも「ビジネス
関連」と表記する。
- (30) 長岡・前掲注 8) 13 頁。図表 II.11 を参照。
- (31) 2022 年当時の食品 (40) の審査室 (分室の細胞工学 (4N) を除く) にて審査された案件。
- (32) 拒絶理由通知において非特許文献が引用されている場合には、「(注) 法律または契約等の制限により、提示した非特許文献の一
部または全てが送付されない場合があります。」との文言が記載されることから、当該文言をキーとして、該当する拒絶理由通知を
抽出した。そこからさらに、非特許文献が単に先行技術文献として挙げられているにすぎないものを手作業で除外し、新規性又は
進歩性を否定する引用例として引用されているものみに絞り込んだ。
- (33) 2022 年当時の電子商取引 (5L) の審査室 (分室の金融 (5R) を含む) にて審査された案件。
- (34) 科学技術・学術政策研究所「産業の研究開発に関するデータ NISTEP 企業名辞書 ver.2024_1」(2024 年 8 月 21 日)
(http://doi.org/10.15108/data_compdic001_2024_1, 2025 年 7 月 7 日最終閲覧)。
- (35) 意匠と異なり、特許においては新規性のみならず進歩性が否定される場合も含んだ発生率であるため、意匠との差異は一層顕著
である。
- (36) 長岡・前掲注 8) 9-10 頁。特に図表 II.7 を参照。
- (37) 長岡・前掲注 8) 13 頁。図表 II.11 を参照。
- (38) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」12 頁 (2025 年 7 月 7 日)。
- (39) 相澤ほか・前掲注 12) 15 頁も同旨。
- (40) 特許庁「特許出願の早期審査・早期審理について」(2024 年 1 月 22 日)
(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>, 2025 年 6 月 30 日最終閲覧)。
- (41) 特許庁「平成 30 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」14 頁 5.1 及び 5.2 (2024 年
8 月) (https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/hatumei_reigai/h30_tebiki.pdf, 2025 年 6 月 30 日最
最終閲覧)、特許庁・前掲注 3) 17 頁 Q5-3。
- (42) 特許庁・前掲注 41)「出願人の手引き」15 頁 5.3、特許庁・前掲注 3) 18-19 頁 Q5-7。
- (43) なお、2024 年 5 月 1 日より、経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度が開始されたことに伴い、「特定技術分野」(付加
要件を含む)に属する発明については、日本における第一国出願が求められるため(同法 78 条 1 項本文)、外国出願であるダイレ
クト PCT 出願(優先権主張を伴わない PCT 出願)を行う場合は、注意を要する。
- (44) ジョン・ウォンギ「韓国特許法の新規性について」パテント 75 巻 7 号 75 頁、81-82 頁 (2022) も参照。
- (45) 「優先日から 1 年 4 月」という期間は、外国語書面出願における翻訳文提出期間(特許法 36 条の 2 第 2 項)等と同様に、公報発
行準備など出願公開前に必要な作業のために要する期間を考慮したものである。
- (46) 前掲注 16) のとおり、特許・実用新案審査基準第三部第 2 章第 5 節 4.2 には、1 回目の公開行為と「密接に関連する」2 回目以降

の公開行為等によって公開された、同一又は同一とみなされる発明については、証明書の提出を省略できる旨が規定されている。このように、同一又は同一とみなされる発明かどうかの判断が困難ではない場合には、現行制度下でも既に手続要件の緩和措置が講じられている。問題となるのは、密接な関連性を有さない複数の公開行為があった場合に、それらの公開行為によって公開された発明同士の同一性の判断である。

(47) 国際調和の観点からみると、米国及び韓国では、救済対象となる公開行為は日本と同等であり、例外期間も1年である（米国特許法 102 条 (b) (1)、韓国特許法 30 条 1 項）。これに対し、欧州特許庁及び中国においては、救済対象となる公開行為は、権利者の意に反した公開のほか、所定の博覧会や展覧会等に限られ、例外期間も6月と短い（欧州特許条約 55 条、専利法 24 条）。一方で、証明書の提出期間については、欧州特許庁では出願から4月、中国では出願から2月まで認められており、いずれも日本より長い期間が設けられている（欧州特許条約施行規則 25 条、専利法実施細則 33 条）。

(原稿受領 2025.7.14)